

【特定株式等の異動状況に関する調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4
昭和	3

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- この調書は、法第 29 条の 2 第 7 項に規定する特定株式等の異動状況に関する調書について使用すること。
- この調書の記載の要領は、次による。
 - 「住所又は居所」及び「個人番号」の欄には、その年 12 月 31 日の現況による住所又は居所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号（2 において「個人番号」という。）を記載すること。
 - 「特例適用者（取締役等）」、「特例適用者（特定従事者）」又は「承継特例適用者」の欄には、該当する欄に「1」を、該当しない欄に「2」を記載すること。
 - 「事由」の欄には、株式分割、併合、無償割当て、合併、分割型分割、株式分配、株式交換、株式移転、取得事由の発生、取得決議、譲渡、解約、承継、終了のように記載すること。この場合において、法第 29 条の 2 第 1 項第 6 号イ又はロに規定する取決めに従ってされる同条第 4 項に規定する特例適用者（2 において「特例適用者」という。）の同条第 1 項第 7 号に規定する国外転出（2 において「国外転出」という。）に係る終了が生じたときは、国外転出に伴う終了のように記載すること。
 - 「換算前の権利行使価額」の欄には、特定新株予約権の行使により交付をされた特定株式の当該行使に係る法第 29 条の 2 第 1 項第 3 号の権利行使価額（5）において同じ。）を記載すること。
 - 「換算後の権利行使価額」の欄には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。
 - 付与決議（4）の特定株式に係る特定新株予約権の付与決議をいう。以下この表において同じ。）の日において、（4）の特定株式に係る付与会社がその設立の日以後の期間が 5 年未満のものである場合 権利行使価額を 2 で除して計算した金額
 - （4）の特定株式に係る付与会社が第 11 条の 3 第 1 項各号に掲げる要件を満たすものである場合 権利行使価額を 3 で除して計算した金額
 - イ又はロに掲げる場合以外の場合 権利行使価額
 - 「付与決議日」の欄には、付与決議の年月日を記載すること。
 - 「譲渡の対価の額」の欄には、法第 29 条の 2 第 1 項第 6 号イ又はロに規定する取決めに従って譲渡がされた場合における当該譲渡の対価の額を記載すること。
 - 次に掲げる場合には、「摘要」の欄に、それぞれ次に定める事項を記載すること。
 - 特例適用者又は法第 29 条の 2 第 4 項に規定する承継特例適用者（2 において「承継特例適用者」という。）の住所、氏名又は個人番号が付与契約締結時の住所、氏名又は個人番号と異なる場合（口座の開設日若しくは信託の開始日又は同条 1 項 6 号ロの管理が開始された日の属する年分に限る。） 当該付与契約締結時の住所、氏名及び個人番号
 - 特例適用者又は承継特例適用者の納税管理人が明らかな場合 その氏名及び住所又は居所
 - 特例適用者又は承継特例適用者の死亡の事実を知った場合 その旨及び当該特例適用者又は承継特例適用者の死亡年月日
 - 承継特例適用者について記載する場合（口座の開設日若しくは信託の開始日又は法第 29 条の 2 第 1 項 6 号ロの管理が開始された日の属する年分に限る。） 被相続人の氏名及び死亡時における住所並びに死亡年月日
 - 特例適用者（法第 29 条の 2 第 4 項に規定する取締役等の特定株式以外の同項に規定する特定株式を有する者に限る。）が国外転出をした場合 その旨及び当該国外転出をした日
 - 法第 29 条の 2 第 7 項の株式会社の所在地又は名称に変更があつた場合 変更前の所在地又は名称
 - 法第 29 条の 2 第 4 項に規定する特定株式（以下（9）及び（12）において「特定株式」という。）又は同項に規定する承継特定株式（以下この表において「承継特定株式」という。）のうちに第 11 条の 3 第 16 項に規定する合併法人株式等が含まれている場合には、当該合併法人株式等と当該合併法人株式等以外の特定株式又は承継特定株式との別に区分してそれぞれの欄に記載するとともに、「発行会社又は承継会社」の欄に当該合併法人株式等に係る同条 7 項第 1 号に規定する合併法人等の所在地、名称及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 16 項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）を記載し、「摘要」の欄に同号に規定する被合併法人等の所在地、名称及び法人番号を記載すること。
 - 「設立年月日」の欄には、（4）の特定株式に係る付与会社の設立の年月日を記載すること。
 - 「上場区分」及び「上場等の年月日」の欄には、それぞれ次のように記載すること。
 - 付与決議の日（その年中に、付与決議のあった日が二以上ある場合には、最後に付与決議のあった日）において、（4）の特定株式

に係る付与会社が第11条の3第1項2号ロに規定する上場会社又は同号ハに規定する店頭売買登録会社に該当するものである場合には、「上場区分」の欄に「1」と記載し、「上場等の年月日」の欄に金融商品取引所に上場された年月日又は店頭売買登録銘柄として登録された年月日を記載すること。

ロ イ以外の場合には、「上場区分」の欄に「2」と記載し、「上場等の年月日」の欄は記載を要しない。

(12)「金融商品取引業者等」の欄には、法第29条の2第1項第6号イに規定する金融商品取引業者等が同号イに規定する取決めに従い、特定株式又は承継特定株式につき、振替口座簿へ記載若しくは記録をし、又は保管の委託を受け、若しくは管理等信託を引き受けている場合に記載すること。

3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。